



血安 第 222 号
平成15年4月14日

厚生労働省医薬局血液対策課長 殿

日本赤十字社事業局血液事業部長



欧州渡航歴による献血制限対象国の拡大措置に伴う問診について（回答）

血液事業に係る実施事項に関しまして、日本赤十字社では国のご指導のもとに実施してまいりました。

先般開催されました薬事・食品衛生審議会血液事業部会安全技術調査会において、欧州渡航歴による献血制限国の拡大を検討すべきとの答申がなされましたが、日本赤十字社といたしましては、従来どおり国のご指示にもとづき、実施していく所存であります。

なお、欧州渡航歴による献血制限は、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）伝播の理論的のみのリスクに鑑みた全くの予防的措置と思われます。このことについては異論はありませんが、この処置により献血できない国民の不安に対する国の措置など、必ず実施していただくかなければならないことがあることを明確に申し上げます。

また、適切に問診され、この対象ではないと判断された献血者であっても、献血制限の対象であったことが献血後に情報として判明することがあると思われます。その場合、既に輸血用血液または原料血漿として使用された製剤の措置については、現在までに血液製剤によりvCJDが伝播したとの報告がないことから不必要な混乱や不安を惹起することのない適切な対応をしていただきたく存じます。

さらに、日本赤十字社といたしましては、国民の皆様からお預かりする善意・無償の献血血液に関して審議する薬事・食品衛生審議会血液事業部会の委員として発言させていただくことを強く要望するものであります。